

ご契約者各位

消費税率引き上げに伴う賃料等支払額の変更について

拝啓 時下ますますご清祥のことお喜び申し上げます。

2019年10月01日に施行される消費税の税率改正により **消費税率 10%への引き上げ変更** に伴い、賃料の支払い金額の変更について下記のとおりご案内いたしますのでご理解を賜ります様よろしくお願ひ申し上げます。

事業用賃貸物件（事務所、店舗、倉庫、駐車場）の賃料、管理費等、看板使用料等が引き上げの対象となります。
住宅の賃借料については消費税課税対象外となりますが、ご使用頂いておりますバイク・駐車場使用料は引き上げの対象となります。

引き上げのタイミングは

2019年10月分賃料（2019年09/30振込支払分）から

となりますのでご注意の程宜しくお願ひ致します。

敬具

※対象（事務所、店舗、倉庫、駐車場）のご契約者様は現在の支払に引き上げられた消費税額2%を付加した金額をお支払いください。万が一従前の金額でお支払いいただいた場合は不足分の金額の大小に関わらず追加でお振込をお願いすることとなりますのでくれぐれもご注意の程お願ひ申し上げます。

※消費税等相当額に端数が生じた場合、1円未満の端数を切り捨てさせていただきます。

※契約者ご自身で各金融機関にて定額自動振替等にてお支払いしている場合は、ご自身での金額の変更手続きが必要となりますのでご注意くださいませ。

本件につき、ご質問等ございましたら下記連絡先までご連絡いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

【お問い合わせ先】 有限会社ハウスエージェント 管理本部 電話番号：03-5679-7595

Mail : ad@house-agent.co.jp